

富士市教育委員会 5月		定例会 臨時会	会議録 (令和6年)
開催日 令和6年5月21日 火曜日 開会 15時45分 閉会 17時15分	会議場 富士市消防防災庁舎 3階研修室		
出席委員の氏名			
教育長	森田嘉幸	委員	塩谷知一
教育長職務代理者	和久田恵子	委員	保科悦久
委員	松田靖子		
出席職員等の氏名			
教育次長	味岡俊雄	教育研修・特別支援教育センター所長	檜木小重美
教育総務課長	佐野睦昭	青少年相談センター所長	田中亘
学校教育課長	若田泰一	博物館長	石川武男
学務課長	鈴木秀江	教育総務課調整主幹	小長谷聡
社会教育課長	吉田和洋	教育総務課参事補	吉村直也
文化財課長	植松良夫	教育総務課主幹	遠藤綱輝
中央図書館長	桑原正壽	教育総務課指導主事	瀧南
富士市立高等学校事務長	榎俊英	教育総務課指導主事	遠藤真輝
		傍聴人	なし
議題（動議）及び議事の概要			
(議案)			
議第13号 令和6年度教育委員会所管6月補正予算について			
議第14号 富士市立小・中学校処務規程の一部改正について			
議第15号 富士市立博物館条例の一部改正について			
議第16号 富士市立中学校部活動地域移行協議会委員の委嘱又は任命について			
議第17号 富士市立小中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について			
議第18号 富士市社会教育委員の委嘱又は任命について			
議第19号 富士市立高等学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について			
議第20号 富士市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱又は任命について			
議第21号 富士市図書館協議会委員の委嘱について			
議第22号 富士市立博物館協議会委員の委嘱又は任命について			
(報告)			
報第6号 令和5年度教育施策の自己点検・評価について			
作成者 遠藤真輝	署名人		

「開会」

教育長

それでは定刻となりましたので、ただいまから教育委員会会議、5月定例会を開会いたします。

「会議録の承認」

教育長

会議に入る前に、前回の定例会（4月定例会）、会議録の承認を行います。会議録については、既にお目通しのことと思います。前回の会議録を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

教育長

それでは、原案のとおり承認することといたします。

「教育次長の報告」

続きまして、教育次長から報告等がありましたらお願いいたします。

教育次長

富士市議会6月定例会ですが、6月13日から6月28日までの16日間での日程で開催される予定です。この間、産業教育委員会等の常任委員会が開催されますが、6月定例会における教育委員会に係る議会質問につきましては、7月定例会のときに答弁要旨を資料として提出させていただきたいと思います。御了承ください。以上です。

「議事の概要」

教育長

これより、議事に入ります。本日は、議決案件10件の審議と報告事項1件、合計11件が提案されております。本日の定例会の会議録の署名に塩谷知一委員と保科悦久委員にお願いします。

それでは、審議に移ってまいりたいと思います。初めに「議第13号 令和6年度教育委員会所管6月補正予算について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長の説明

（議第13号 令和6年度教育委員会所管6月補正予算について説明する）

教育長

これより議第13号案に対する質疑を行いたいと思います。
御質問等ございましたら、よろしくお願いします。

塩谷委員

この富士川第二小学校の事故とは、具体的にどのような内容だったのでしょうか。

教育総務課長

この事故につきましては、市立富士川第二小学校におきまして、同校の児童が、校舎と運動場の間に設置されたフェンスのコンクリートの基礎に左脚を乗せたところ、この基礎を施工した際に使用した釘がそのまま残ってしまっており、これが左足の裏側に刺さって負傷したということです。今回については、まず負傷した児童への治療費、慰謝料について市の方でいったん賠償いたしました。その市が賠償をした分を、施工業者へ市が賠償請求するということで7000円を計上したものであります。

塩谷委員

分かりました。

教育長

他にはいかがでしょうか。

和久田委員

サーバー群アンラッキングですが、サーバーラックからサーバー自体を交換したということでしょうか。これはアンラッキングだけの費用ですか。

学校教育課長

アンラッキングだけの費用です。各学校にあるパソコン室が9月末をもって閉鎖することになりまして、そのパソコン室を動かしていたデータベースを安全に抜き取るための措置です。もう一つの図書館システムも、同様の内容で、パソコン室のサーバーの中に図書システムも入っていますので、併せての予算要求としています。

和久田委員

サーバー自体はそのまま使えるということですか。

学校教育課長

サーバーを取り外して、サーバーはもう使わないことになります。

和久田委員

セキュリティ下の中で処分するということですか。

学校教育課長

そうですね、それも含めての金額です。

和久田委員

分かりました。ありがとうございます。

教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第13号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第13号案は承認いたしました。

次に、議第14号「富士市立小・中学校処務規程の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

学校教育課長の説明

(議第14号 富士市立小・中学校処務規程の一部改正について説明する)

教育長

これより議第14号案に対する質疑を行いたいと思います。

御質問等ございましたら、よろしくお願いします。

塩谷委員

第15条について2点質問がございます。まず1つ実態的なところで伺いたいのですが、この規定自体は、これまでされてきたことを規定に置くということで良いのですが、基本的にどの学校でも校長先生もタイムカードによる勤怠管理というのをされているという理解でよろしいでしょうか。

学校教育課長

はい、校長もしております。職員もしております。

塩谷委員

職員の皆さんは、管理下として勤怠管理・残業管理ということなのでしょうが、校長先生も体調や健康管理という意味では必要かと思えます。その校長先生なり教頭先生なり、管理職の方の勤務実態なども、委員会で分析して、校長先生はやはりちょっと過労ではないか等その辺りのやり取りは常にされているという理解でよろしいのでしょうか。

学校教育課長

校長、教頭、主幹教諭等、全て管理しております。校長は残業は少ないです。教頭、

主幹教諭、教務主任は、45 時間を超えることが多いです。そこは少し指導が必要かなと考えています。

塩谷委員

ありがとうございました。もう 1 点、これは形式面的な質問なのですが、第 15 条の「校長及び職員は」となっており「及び」とあるのですが、他のものは全て「校長又は職員は」となっています。ここ第 15 条最初の「及び」と、ふたつめに（ ）で出てくる「及び」は、ほかのルールに合わせるのであれば「又は」が良いのかなと思うのですが。一番最後の文面「…出勤時刻及び退勤時刻…」については「及び」が良いかと思いますが、ここは何か「及び」を使った実質的な意味合いがあれば、教えていただけますか。

教育次長

この文面は「校長及び職員は…」と「校長又は職員が欠勤するようなときは」となっており、主語の仕立てが違います。この第 23 条の 3 では「校長又は職員が子どもが…」というものの「又は」と、「校長及び職員は…」の「及び」の場合はこれ自体が主語になっています。

塩谷委員

他の箇所、例えば第 18 条の 3 項は今回のものと同じ趣旨で、13 ページですが、趣旨の違いかと思ったのですが、他の条文で同じ趣旨の条文に「又は」を使っているんですよ。あと第 28 条の 2 項もそうですね。なので、この辺りがちょっと形式的なことで恐縮ですが、少し気になりました。少し違う意味を持たせているのであれば、条文の立て付けの問題なのか、そこが少し気になったので、もし第 15 条をあえて「及び」にするということであれば、他のところとの平仄を合わせてもらったほうが美しいかなと思いました。

教育長

わかりました。そのあたり、いかがですか。

教育次長

この「及び」と「又は」については、私たちは法制執務を行ったときに、かなり厳密にどれくらい挙げるべきかということについて非常に難しいものがありました。集合的に表すときには「及び」を使い、どちらか選択できるときは「又は」を用います。

そして、この文面の趣旨から考えるとどちらが正しいかというのは非常に難しいところなのですが、おそらく県の例規に合わせた記載の仕方をしていないかと考えられます。県例規の確認をさせていただきます。流れとすると、塩谷委員のおっしゃるとおり、ここだけ確かに表現が違うというかたちであります。また確認させていただき、最終的な判断とさせていただきます。

教育長

よろしく申し上げます。完全に並列の場合は「又は」で良いし、例示を入れたり集める場合は「及び」となるので、御指摘いただいた通り、その辺りの文面の違いを、根拠をもって、しっかりと明確にしたほうがよろしいかと思えます。

塩谷委員

もう1つよろしいでしょうか。この後のスケジュールについて、いつから、どのようなかたちで手続をもってこれが規定されて変わっていくのかを教えてくださいませんか。予定で良いのですが。

教育次長

こちらですが、すでに例規審査委員会は終了しておりまして、教育委員会で御承認いただければ、このかたちで今の御指摘を確認させていただいて、協議をさせていただいて、確定次第、8ページのところに附則がございまして、この訓令は公表の日から施行するとあります。教育委員会会議の場で正式に決定された形になるものですから、その段階で決裁をとって公表手続をとります。その段階で、施行される形になります。公表がいつになるか分かりませんが、おそらく今月・来月の早い段階で正式に施行されるのではないかと考えます。以上です。

教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第14号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第14号案は承認いたしました。

次に、議第15号「富士市立博物館条例の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

博物館長の説明

(議第15号 富士市立博物館条例の一部改正について説明する)

教育長

これより議第15号案に対する質疑を行いたいと思えます。御質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

御質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第15号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第15号案は承認いたしました。

それでは、次に、各種委員の委嘱等についての議案7件をまとめて取り上げます。議第16号から議第22号について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長の説明

(議第16号 富士市立中学校部活動地域移行協議会委員の委嘱又は任命について説明する)

学校教育課長の説明

(議第17号 富士市立小中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について説明する)

社会教育課長の説明

(議第18号 富士市社会教育委員の委嘱又は任命について説明する)

富士市立高等学校事務長の説明

(議第19号 富士市立高等学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について説明する)

青少年相談センター所長

(議第20号 富士市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱又は任命について説明する)

中央図書館長の説明

(議第21号 富士市図書館協議会委員の委嘱について説明する)

博物館長の説明

(議第22号 富士市立博物館協議会委員の委嘱又は任命について説明する)

教育長

これより、議第16号案から22号案に対する質疑を行います。一括して行いますので、どの議案についても結構ですので、質問いただければと思います。

塩谷委員

1点よろしいですか。議第22号についてですが、59ページの団体役職をみるなかで、もともと条例は60ページの家庭教育の向上に資する活動を行う者を含むとありますが、このメンバーの中で、家庭教育に係る該当者はどなたになるのでしょうか。メンバーとして、そういった方が見当たらないのではないかと気づいたものですから。

博物館長

家庭教育にダイレクトに関わっている方は、今回の委員の中にはなかなか見当たらないというのが事実となります。しかし、学校長や先生方がいらっしゃいますので、そういったことをカバーしていただくということで、条例に基づく家庭教育の構築に資する活動を行う者という風にそういう読み方をいただければと思います。

塩谷委員

特にメンバーの人選にそれぞれの専門を持たれているので、一生懸命やってくさっていると思うのですが、教育委員会として、子どもたちに博物館をどういうかたちで活用してもらいたいとか、家庭教育の中でどういうかたちで博物館と地元の歴史との接点をもってもらうとか、そういった視点でやはりこういう専門の方がいてもいいのかなと思ったものですから、そこは先生なり、他のいろいろなバックグラウンドのある方々でできるということであれば特に異論はないですが、気になったものですから質問させてもらいました。

教育長

ありがとうございました。ここにはPTAは入ってこないんですね。他の、前の青少年センターのものにはPTA関係の方がいらっしゃって、PTA関係の方は家庭教育に携わっていますし、他の高等学校まで大体PTAの方が入っています。その辺りはいかがでしょう。今後、PTAという考え方は検討のラインに入ると思うのですが。

博物館長

おっしゃるとおり、なかなか学校教育だけではなくて、家庭教育というなかでも御指摘のとおり、そういった委員さんがいらっしゃってもいいのかなというところは、参考にさせていただければと思っています。

ただ1点どうしても博物館協議会になりますので、専門の先生が、そういう意味で熟達した先生方、いわゆる学識経験者と呼ばれる方が必要になってくる部分もございますので、その辺のバランスをとりながら、今後の委員の選考に務めて参りたいと考えています。

教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第16号案から22号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第16号案から22号案は承認いたしました。

引き続き、報告事項に移ります。それでは、報第6号 令和5年度教育施策の自己点検・評価について、事務局の説明をお願いします。

事務局関係課長の説明

(報第6号 令和5年度教育施策の自己点検・評価について説明する)

教育長

ただいまの事務局の報告に、御質問はございませんか。質問がないようですので、報第6号は了承いたしました。これをもちまして、本日の審議事項は全て終了いたしました。

引き続き、各課等の予定事項をお願いします。時間の都合もありますので、特に確認をしておきたいという課がありましたらお願いします。無ければ、書面をもってということで、報告を変えさせていただきます。

委員の方から質問等ございましたらお願いします。各課の予定事項について質問がありましたらお願いします。

教育長

質問はありませんか。ないようですので、次回の教育委員会会議の日程を申し上げます。次回は6月19日水曜日、午後2時20分から、青葉台小学校にて、教育委員会会議を開催しますので、よろしく願いいたします。

本日は長時間にわたり御審議ありがとうございました。これをもちまして、本日の定例会を閉会とさせていただきます。

皆さんお疲れ様でした。ありがとうございました。